

## 新型コロナウイルスに関する国の主な施策（事業者向け）

## (1) セーフティネット保証4号の指定・5号の拡大

売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額を保証する制度。

- ① 3月2日 全都道府県を対象地域として4号（突発的災害）を指定  
借入債務に対する保証割合 100%  
3月11日現在、当市では認定申請が6件あり
- ② 3月6日 5号に宿泊業、飲食業など40業種を対象に追加指定  
借入債務に対する保証割合 80%  
従前に対象とならなかった業種も追加された

## (2) 無利子・無担保融資

## ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額】 中小企業事業3億円、国民事業6,000万円

## ② 特別利子補給制度

上記の特別貸付を利用した中小企業者のうち、個人事業主、または売上高が急減した事業者に対して利子補給を実施。

⇒①、②の制度を利用することで、3年間は実質無利子で借入が可能。

## (3) マル経融資の金利引き下げ

商工会等の経営指導員の指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保で貸付を行う制度。新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した事業者に対し、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【貸付期間】 設備10年以内、運転7年以内

【融資限度額】 1,000万円（別枠）

#### (4) 雇用調整助成金の特例措置

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。

【助成率】 大企業 1/2、中小企業 2/3

【支給限度日数】 1年間で100日（3年間で150日）

##### 特例措置の内容

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標（売上高10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③ 雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

#### (5) 小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援

子の世話をを行うことが必要になった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主へ休暇中に支払った賃金相当額を助成する。

【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 （上限8,330円/日）

【適用日】 令和2年2月27日～3月31日までの間に取得した休暇